

# 一般財団法人 長野県退職教職員互助組合定款

## 第1章 総 則

(名称)

**第1条** この法人は、一般財団法人長野県退職教職員互助組合という。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、組合員に対する福利厚生事業を実施することにより、組合員並びにその親族の生活と福祉の増進を図り、もって長野県における教育の振興発展と文化の向上に寄与することを目的とする。なお、組合員とは第34条に規定する者をいう。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 長野県の教育及び文化の振興発展に関する事業
- (2) 第34条に規定する退職組合員に対する共済事業及び現職組合員に対する貸付事業  
ただし、共済事業の一部は退職組合員の親族を含む
- (3) 教職員及び教育関係者の福利厚生に関する事業
- (4) 前号までに掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第5条** この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会において定めたものとする。

- 2 前項の基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。

(事業年度)

**第6条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第7条** この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事

会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号については定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号及び第4号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(共済事業の運営)

**第9条** 共済事業は、第34条第3項に定める掛金によって運営する。

## 第4章 評議員

(評議員)

**第10条** この法人に、組合員から選任される評議員12名以上17名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第11条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

- 2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 増員として選任された評議員及び任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

**第13条** 評議員は無報酬とする。

2 評議員にはその職務を執行するために必要とした費用を支弁することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第16条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、その都度、評議員会において選出する。

(決議)

**第18条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 評議員会は、第42条に定める支部代表者会の意向を尊重しなければならない。
- 4 第1項から第3項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決とする旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第19条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には評議員会で選出された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

**第20条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上17名以内
- (2) 監事 3名以上5名以内

- 2 理事のうち1人を理事長、4人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐する。
- 4 専務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐する。
- 6 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 増員として選任された理事又は監事及び補欠として選任された理事又は監事の任期は、それぞれの現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第25条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

**第26条** 役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために必要とした費用を支弁することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て定める。

(責任の一部免除)

**第27条** この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、外部監事との間に、一般法人法第198条において準用する第115条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、第198条で準用する第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

**第28条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第29条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める内部管理体制の整備

(招集)

**第30条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事長は、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対してその招集を通知する。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

5 理事会は、理事長に事故あるときは各理事が招集する。

(決議)

**第31条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決とする旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

**第32条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には出席した理事長及び監事が記名押印する。

(議長)

**第33条** 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故等あるときは、副理事長がその任にあたる。

## 第8章 組合員及び事務局

(組合員)

**第34条** この法人の組合員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公立学校共済組合長野県支部に加入する組合員である教職員
- (2) 長野県から給与を受ける公立学校教職員及び教育関係職員
- (3) この法人の常勤の役職員
- (4) その他、前各号に準ずるものとして理事会が承認した者
- (5) 前各号の退職者

2 前項1号及び2号については、任期の定めのない職員に限るものとする。

3 現職組合員とは、前項第1号から前項第4号に該当する者をいい、退職組合員とは、前項第5号に該当する者をいう。

4 現職組合員は、別に定める運営規則により掛金を支払う。

5 組合員の資格の取得及び喪失等については別に定める。

(事務局の設置)

**第35条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務を処理するため必要な職員を置く。

3 職員は有給とする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第36条** この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

**第37条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の遂行の不能、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第38条** この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

**第39条** この法人は、解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 支部

(支部)

第41条 この法人には、支部を置くことができる。

2 支部に関する規程は別に定める。

(支部代表者会)

第42条 毎事業年度、理事長が招集する支部代表者会を開催する。

2 支部代表者会は、各支部の退職組合員及び現職組合員の代表で構成する。

3 支部代表者会の運営等については別に定める。

## 第12章 補則

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

### 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員を次に掲げる者とする。

評議員 森泉 一成	評議員 沓掛美知子	評議員 小松 正夫
評議員 酒井 巖	評議員 横田 隆司	評議員 湯川 清
評議員 早川 研夫	評議員 荒井 豊美	評議員 山下 邦彦
評議員 鯛中 信彦	評議員 太田 秀雄	評議員 塚田 秀人
評議員 平出 勲	評議員 小林 茂美	評議員 小坂 和宏

4 この法人の最初の役員を次に掲げる者とする。



(定款)

理事（理事長）	町田 修	理事	畠山 信重
理事（副理事長）	加藤 善正	理事	水岸 泰彦
理事（副理事長）	竹内 正俊	理事	小幡 泰俊
理事（専務理事）	原 金二	理事	桑山 七重
理事（常務理事）	松本 隆	理事	宮崎久美子
理事	堀内 正男		
理事	寺島 正友	監事	栗林 秀夫
理事	唐澤 協子	監事	竹内 秀行
理事	山本 勝洋	監事	小林 芳博
理事	野口 考一	監事	松井貴美子

2013（平成25）年2月25日制定

2015（平成27）年6月29日改正

2019（令和1）年6月28日改正

2020（令和2）年6月30日改正

2021（令和3）年6月30日改正